

## 平成4年度分の保険料の納め忘れありませんか？

4年度分の納期は4月30日(金)です。うっかり納め忘れていたとか、口座振替で納めたと思っていたのに引き落とされずにいた保険料はありませんか。「ほんのわずかな未納なんて……」と思っていると、将来、不利益が生じることもあります。万一のときや、年金を有利にもらうためにもう一度、納め忘れの保険料がないか確認し、未納のないようにしましょう。

### 次のような人は保険料を免除されます。

- ◎所得が少なく生活にお困りの人
- ◎病氣やケガなどで経済的に困りになった人
- ◎保険料を納めることにお困りな特別の理由がある人など

県知事に承認されますと保険料を納めることが免除されます。ただし免除期間は1年単位です。

■**手続きは（印鑑持参）**…役場の国民年金の窓口で、免除申請書に必要事項を書き提出してください。

■**免除を受けられるようになって…**この期間の保険料は？  
免除期間の保険料は、過去10年前までにさかのぼって納めることができます。（保険料の追納）その場合の保険料は、免除を受けた当時の保険料額に一定の率をかけた金額となります。

■**免除期間の年金額は？**  
免除期間は、その期間も加入していたものとして受給資格期間に計算されます。ただし、年金額の計算の時は免除を受けた期間にみあう年金額は納めた場合の3分の1になります。生活にゆとりができた時に追納しておいた方が年金額が多く受給できます。

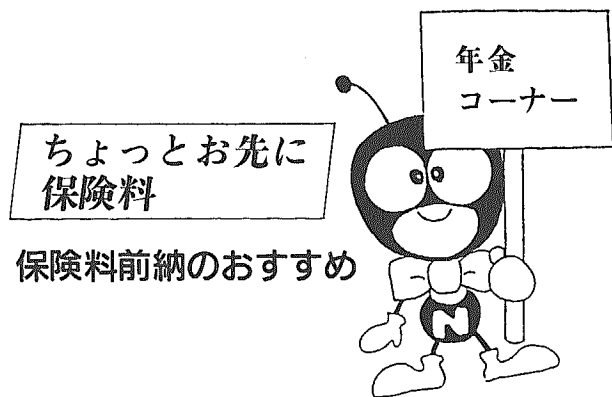
## 役場住民福祉課年金係

- ◎印鑑証明書の発行について＝必ず印鑑手帳が必要です。
- ◎印鑑登録申請の手続き

本人が印鑑の登録をする場合	○登録する印鑑 ○本人であることが確認できるもの (運転免許証または写真貼付の官公署発行の身分証明書)
代理人による印鑑の登録をする場合	○登録する印鑑 ○代理人の認印

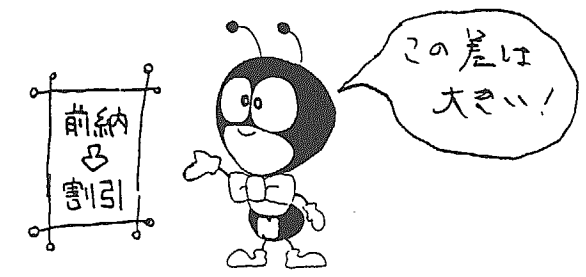
- 代理人が申請されたときや本人であることが確認するものがないときは、証明書の即時交付はできません。
- 代理人が申請されたときは、本人の登録意思を確認するために本人あてに照会書を郵送しますので、かなり日数がかかります。

※住民移動・戸籍・印鑑登録について詳しいことは役場住民福祉課へおたずねください。  
☎377-3101 内線134・135



### 保険料前納のおすすめ

「少しでも有利にお金を運用したい」という気持ちをどなたもお持ちではないでしょうか。そこで国民年金の保険料を1年間まとめて納めてしまう前納をご一考ください。国民年金の保険料は、4月分から1か月10,500円になりましたので、1年間納めるには126,000円が必要です。しかし、前納を利用すれば122,960円ですみ、その差は3,040円で2人分なら6,080円も負担が軽くなります。また月々保険料を納める手間からも解放されますので、忙しい人にも好都合です。但し、前納できるのは、5年4月30日(金)までです。保険料の前納を希望される人は、預金口座のある銀行窓口が役場の国民年金窓口へお申し出ください。



# 土地取引の前に、届出を。

## 国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

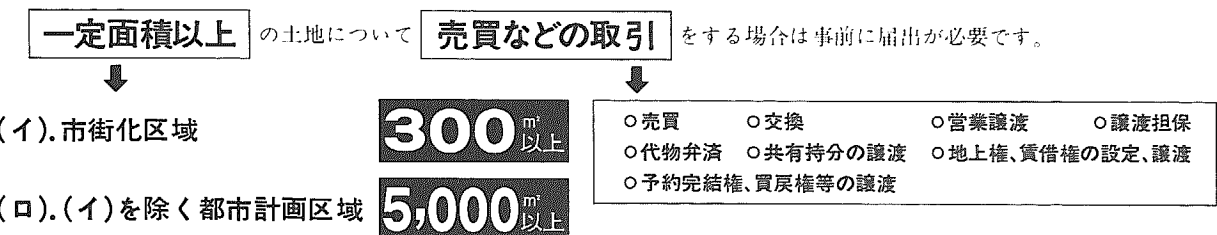
### 1 国土利用計画法のねらい

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地の利用を確保するため、土地取引について届出制を設けています。この法律により、一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならないことになっています。

また、最近の急激な地価高騰に対処するため、知事は地価が急激に上昇している区域等を監視区域として指定し、届出の面積基準を引き下げることができることとなっています。

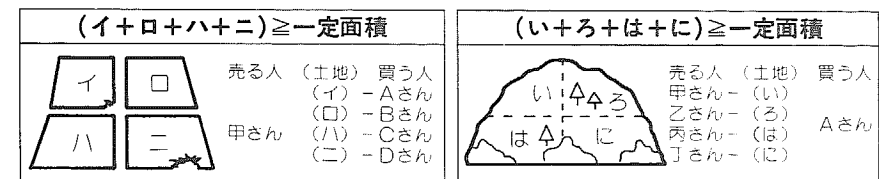
県では、黒埼町の市街化区域を監視区域として指定しております。

### 2 届出の必要な土地取引（平成5年4月1日現在）



#### ●一団の土地取引

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は個々の取引それぞれについて届出が必要です。



### 3 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場都市計画課に届け出て下さい。届出書は役場にあります。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適当と認めるとき、さらに監視区域においては、一年以内の土地転売で投機的取引と認められるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知(不勧告通知)します。この通知を受け取れば契約ができることとなります。

## 届出は契約の6週間前までにしましょう

### 4 届出をしないと

- ① 法律で罰せられます。  
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ② 税法上の特典が受けられなくなることがあります。

#### ※黒埼町における届出状況

平成4年1月1日から平成4年12月31日までの国土利用計画法にもとづく届出状況は、件数で44件、その面積78,445.74㎡となっており、昨年と比べると件数、面積ともにすこし減少しています。

【問い合わせ】 新潟県企画調整部土地利用対策課 審査係  
TEL (285) 5 5 1 1  
黒埼町役場都市計画課 計画係  
TEL (377) 3 1 0 1